

# 平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	8	府省庁名 厚生労働省
対象税目	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税（外形）</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">不動産取得税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">固定資産税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業所税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他（都市計画税、特別都市保有税その他の関連する税目）</span>	
要望項目名	介護保険制度改正に伴う税制上の所要の措置	
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</li> <li>○ 介護保険制度は、平成12年4月の施行以来、10年以上が経過している。</li> <li>○ 高齢化の進展により、重度者や認知症高齢者、独居老人等が増加する中で、介護が必要になっても住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、医療、介護、予防、生活支援、住まいを包括的かつ継続的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築が必要である。また、将来にわたって良質な介護サービスを提供するため、介護人材の確保や、介護保険財政の基盤整備等が課題とされている。</li> <li>○ これらの課題を踏まえ、介護保険制度全般に関して検討を行うために、平成22年5月から社会保障審議会介護保険部会において審議を行っている。</li> <li>・ 特例措置の内容</li> <li>○ 社会保障審議会介護保険部会の検討結果を踏まえ、介護保険制度改正に伴う税制上の所要の措置を講じる。</li> </ul> <p>（現時点の検討内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな在宅サービスを創設（24時間地域巡回型訪問介護サービス等）に伴う税制上の所要の措置</li> <li>・ 特別養護老人ホームの設置運営主体の緩和に伴う税制上の所要の措置</li> <li>・ 介護職員によるたんの吸引等の実施を可能とする仕組みの創設に伴う税制上の所要の措置</li> </ul>	
関係条文	〔 — 〕	
減収見込額	（初年度） — （ — ） （平年度） — （ — ） （単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的                  介護が必要になっても、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、医療、介護、予防、生活支援、住まいを包括的に継続的に提供する「地域包括ケアシステム」の実現を目指す。</p> <p>（2）施策の必要性                  介護保険制度の改正において生じる税制上の取扱いの差異をなくすことが必要である。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	
担当者等（連絡先）	担当課：老健局総務課（課長）大澤範恭（内線3910）（課長補佐）森 真弘（内線3914） （担当）堀 雅史（内線3909） 電話：（代表）03-5253-1111（直通）03-3591-0954（FAX）03-3503-2740 担当メールアドレス：hori-masafumi@mhlw.go.jp	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅸ 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策目標3 高齢者の健康づくり、生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること 3-2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
政策目標の達成状況	—	
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	介護保険制度改正に伴う税制上の所要の措置により、介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図る。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険給付の対象となる社会福祉事業の用に供する固定資産に係る所得税、法人税、固定資産税、都市計画税非課税措置</li> <li>・居宅サービス等の消費税非課税措置</li> <li>・療養病床の転換に係る特別償却制度（法人税）等</li> </ul>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	介護保険制度の改正による税制上の所要の措置を講じることは、被保険者やその家族、介護保険サービス事業者の税負担の均衡を図る点からも必要であり、本要望の措置は妥当であると考えられる。 また、税制上の措置を講じることで国民の保健医療の向上及び福祉の増進を実現することができる。
	ページ	8—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	新規要望 なお、平成 17 年度税制改正要望として、介護制度改革に伴う税制上の所要の措置について、要望を行っている。